基安労発第0311001号
平成１６年３月１１日

都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
（公　印　省　略）

養鶏に従事する労働者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御について

今般の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、養鶏関係者の感染防御に万全を期すため、別添のとおり、養鶏関係者に対する周知が行われているところである。

ついては、別添の内容を了知の上、事業場において養鶏に従事する労働者に、下記の対策が行われるよう、都道府県衛生主管部局等と連携を図り関係事業者に対する周知・指導をお願いする。

記

1　日頃から専用の作業服、マスク、帽子、手袋、長靴の着用等の通常の衛生対策を実施すること。また、作業後は、うがいや手洗いを励行すること。
2　高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われた場合、死亡鶏への接触をさけること。
3　高病原性鳥インフルエンザの感染の有無が確認されるまでの間、鶏舎への立ち入りを可能な限り制限すること。また、やむをえず立ち入らなければならない場合、医療用マスク（Ｎ９５推奨）、ゴーグル、頑丈なゴム手袋、防護服、長靴の着用等必要な感染防御対策を実施すること。
4　鶏の異常死が認められた養鶏農場の労働者については、直ちに全員の健康状態の確認等を実施すること。

別添

健感発第0310002号
平成１６年３月１０日

各〔都道府県 政令市 特別区〕衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について

記

今般の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、養鶏関係者の感染防御に万全を期すため、標記について、別添のとおり農林水産省消費・安全局衛生管理課長宛て通知し、養鶏関係者に対する周知について依頼したところです。

貴職におかれましては、別紙の内容を十分ご了知の上、養鶏関係者等から相談があった場合には適切に対応していただきますよう、特段の配慮をお願いします。

写

健感発第0310001号
平成１６年３月１０日

農林水産省消費・安全局衛生管理課長　殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について

記

今般の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、養鶏関係者の感染防御に方全を期すため、標記の留意点について、別紙のとおり作成いたしました。

貴職におかれましては、別紙の内容を各都道府県畜産関係部長宛て通知いただき、管下養鶏関係者への周知方特段のご配慮をご依頼いただきますよう、よろしくお願いいたします。

養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点

1．養鶏農場の従事者は、日頃より健康管理に留意し、作業中は、専用の作業服、マスク、帽子、手袋及び長靴といった通常の衛生対策を徹底するとともに、作業後は、うがいや手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診すること。

2．鶏の異常死の有無等の観察に努め、高病原性鳥インフルエンザが疑われるような異常を認められた際には、死亡鶏等への接触を避け、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、対応を相談すること。

3．高病原性鳥インフルエンザの感染の有無が確認されるまでの間は、可能な限り鶏舎への立ち入りを控えることとし、どうしても立ち入らなければならない場合には、医療用マスク（Ｎ９５推奨）、ゴーグル、頑丈なゴム手袋、防護服、長靴を着用するなど、必要な感染防御に努められたいこと。なお、感染防御の方法等については、保健所に相談されたいこと。

4．鶏の異常死が認められた養鶏農場の従事者については、直ちに全員の健康状態の確認を行うこと。また、その後の対応について保健所に相談されたいこと。

府食第２７５号
健発第０３０９００１号
食安発第０３０９００１号
１５消安第６８７３号
環自野発第０４０３０９００１号
平成１６年３月９日

都道府県知事
保健所設置市長　あて
特別区長

内閣府食品安全委員会事務局長

厚生労働省健康局長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長

高病原性鳥インフルエンザに関する周知徹底について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）に関する周知徹底を図るため、以

下のとおり留意点を定めたので、貴職におかれては、対策に遺漏なきよう特段の配慮をお願いする。

また、下記の留意点について、本病に関する国民への正しい知識の普及を図るため、別紙のとおり国民向けの資料をとりまとめたので、貴職におかれては、住民への広報方お願いするとともに、本件通知を市町村長あてに通知することにより、市町村における広報についても御配慮いただくよう依頼方よろしくお願いする。

記

1　鶏肉・卵の安全性について

３例目の発生農場から鶏肉及び鶏卵の一部が食品として流通しており、発生農場の事業者が自主的に回収しているが、こうした取組が鶏肉や鶏卵の安全性について不安や混乱を招いていることから、別紙の内容を広報等に掲載すること等により、食品としての安全性等について周知するものとする。

2　本病の人への感染について

本病の人への感染を懸念する声もあることから、別紙の内容を広報等に掲載すること等により、本病の人への感染に関する正確な情報について周知するものとする。

3　小規模の家きん飼養者や愛玩鳥飼養者からの早期通報の徹底等について

国内における本病の発生については、飼養者による早期通報が功を奏し、まん延防止がマニュアルに即して適切に行われるところがある一方で、養鶏業者による通報が行われず、かつ、大量死発生後も鶏卵・鶏の出荷がなされていたことが発覚するなど的確な対応とは言い難い感染例が確認されたところである。

本病のまん延防止に万全を期すためには、早期に発見し、通報するとともに、関係者が密接に連携することにより、的確に防疫措置を講じることが重要である。

今般、農林水産省において、１０００羽以上の家きんの飼養者等に対して、家畜伝染病予防法第５２条に基づき、定期的に報告を求めることとしたところである（平成１６年３月４日付け１５消安第６８０７号農林水産省消費・安全局長通知）が、小規模の家きん飼養者及び愛玩鳥飼養者の早期通報等を確保する観点から、以下のとおり周知するものとする。

（1）小規模の家きん飼養者及び愛玩鳥の飼養者の早期通報の徹底等について

原因が分からないまま連続して鳥が死亡するなど、本病の可能性を否定できない事態が生じた場合には、可能な限り早く、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所に連絡するよう、別紙の内容について広報等への掲載等により周知するものとする。

（2）野鳥が死亡している場合の取扱いについて

野鳥は、本病以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていることがあり、死亡が見られたからといって、直ちに本病を疑う必要はないものと考えられるが、不安な場合には、市町村、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所に連絡すること等について、別紙の内容

について広報等への掲載等により周知するものとする。

また、都道府県においては、死亡した野生のカラスも含めて、持ち込まれた死亡鳥のうちからサンプルを選んで検査を実施するものとする。

（別紙）

国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）

平成１６年３月９日
食品安全委員会
厚生労働省
農林水産省
環境省

今年の１月以来、国内の鶏等に鳥インフルエンザが数例発生しております。
国民の皆様には、鳥インフルエンザウイルスの人への感染の可能性や自宅で飼っている鳥が死んでしまった場合の対処方法などについて、正しい知識を身につけていただくようお願いいたします。

１．鶏肉、卵の安全性について

３例目の発生農場から鶏肉及び鶏卵の一部が食品として流通しており、発生農場の事業者が自主的に回収していますが、こうした取組が鶏肉や鶏卵の安全性について不安や混乱を招いています。

鳥インフルエンザについては、これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染したという事例の報告はありません。
このため、食品衛生の観点からは、鳥インフルエンザ発生農場から出荷された鶏卵や鶏肉を回収する必要はないものと考えられます。

家畜衛生の観点から、生きた鶏等がウイルスに感染することを防止するために、鶏肉や卵の回収が必要ですが、その場合における回収を必要とする範囲（生きた鶏等に接触するリスクが相当ある場合）については、近く、専門家の意見を聴いて明確化する予定です。

○　鶏卵を「生」で食べることが健康を損なうおそれがあるとの報告はこれまでありませんが、不安な方は、加熱（ＷＨＯの食中毒防止のための加熱条件：中心部７０℃、瞬間）することをおすすめします。

○　鶏肉は十分加熱して食べて下さい。未加熱又は加熱不十分なままで食べることは、食中毒予防の観点からおすすめできません。

2．鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

鳥インフルエンザは、この病気にかかった鶏と接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鶏のフンや内臓に触れた手を介して鼻からウイルスが入るなど、人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれにかかることがあることが知られています。

また、今年に入ってから、人が鳥インフルエンザにかかったことが確認された例は、世界的にみてもベトナムとタイであわせて３２例（３月５日現在）ありますが、これまで人から人にうつったことが確認された例はありません。

日本では、この病気にかかった鶏等が徹底的に処分されており、通常の生活で病気の鳥と接触したり、フンを吸い込むようなことはあまりないことから、鳥インフルエンザに感染する可能性はきわめて低いと考えられます。

なお、厚生労働省では、医療機関が鳥インフルエンザにかかった疑いのある患者を診察した場合には直ちに報告をしていただくよう体制を整備しています。鳥インフルエンザに感染したり感染が疑われる鳥と接触した後で、発熱などインフルエンザを疑う症状が出た場合には、医師にその旨を告げて受診して下さい。

3．飼っている鳥、野鳥が死んでいるのを見つけた場合等について

（1） 鳥を飼っている方の留意点について

国内で鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。

清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥が近くに来ないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、心配する必要はありません。

飼育中の鳥を野山に放したり、処分するようなことはせず、冷静に対応下さいますようお願いいたします。

（2） 飼っている鳥が死んでしまった場合について

鳥は生き物ですから、人と同じようにいつかは死んでしまいます。そして、その原因も様々ですから、鳥が死んだからといって直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。鳥インフルエンザにかかった鶏は、次々に死んでいくということが知られていますので、原因が分からないまま、鳥が次々に連続して死んでしまうということがない限り、鳥インフルエンザを心配する必要はありません。

原因が分からないまま、鳥が連続して死んでしまったという場合には、その鳥に素手で触ったり、土に埋めたりせずに、なるべく早く、お近くの獣医師、家畜保健衛生所又は保健所にご相談下さい。

（3）　野鳥が死んでいるのを見つけた場合について

野鳥も飼われている鳥と同じように、様々な原因で死亡します。飼われている鳥と違って、エサが取れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられずに死んでしまうこともあります。

また、野鳥は、鳥インフルエンザ以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていたりします。野鳥が死んだ場合には、鳥インフルエンザだけでなく、こうした細菌や寄生虫が人の体に感染することを防止することが重要です。

野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、細菌や寄生虫に感染しないよう、死亡した鳥を素手で触らずにビニール袋に入れてきちんと封をして廃棄物として処分することも可能です。このような場合に直ちに相談していただく必要はないと考えられますが、不安な場合には、市町村、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所にご連絡下さい。

万一、野鳥が密集して死んでいる場合には、毒物などを食べて死亡したことも疑われます。この場合には、事件の可能性もありますので、警察、家畜衛生保健所又は保健所にご連絡下さい。